

セルフメディケーションとOTC医薬品の普及

セルフメディケーションとは

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と世界保健機関(WHO)で定義されています。

セルフメディケーションを意識することで、日頃から健康管理の習慣が身につく、病気になりにくくなるため、生活習慣病の予防にもつながります。それは健康の維持、生活習慣病等の予防や改善・重症化予防、ひいては健康寿命の延伸を目指すこととなり、結果的に、医療費の節約につながります。

風邪をひいたときに風邪薬を飲む、小さな傷に絆創膏を貼るといったように、できることから始めてみましょう！



OTC医薬品とは

薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のことです。今までは「市販薬」と呼ばれていましたが、2007年より呼称が統一されました。



OTC 医薬品には2種類あります。

①一般用医薬品：医師による処方箋なしに購入できる医薬品

②要指導医薬品：医師による処方箋は必要ないが、薬剤師からの説明、指導が義務付けられている医薬品

①と②のうち、医師によって処方される医療用医薬品から転用された医薬品は、「スイッチ OTC 医薬品」と呼ばれています。

購入する際は、症状に合った薬を選ぶため、薬剤師等に相談しましょう。

セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度として創設されました。この制度を活用するには、確定申告をする方が、対象となる健康診断等を受けることが必要です。そのうえで、確定申告する方や、その家族が購入した特定の OTC 医薬品の合計が年間 12,000 円を超えた場合に、超えた金額(88,000 円が限度)について、その年の総所得金額から控除を受けることができます。

申告の方法や、対象となる OTC 医薬品一覧など、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

・セルフメディケーション税制について(厚生労働省)

対象となる医薬品とは

セルフメディケーション税制の対象となるのは特定の OTC 医薬品であり、ドラッグストア等で購入できる医薬品のすべてが対象となっているわけではありません。具体的な本税制の対象OTC医薬品は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、一部の製品については対象医薬品のパッケージにこの税制の対象であるマークを掲載しています。

